

## 素材生産事業体による再造林推進モデル事業補助金交付要綱

令和5年5月15日  
環境森林部森林経営課

### (趣旨)

第1条 県は、新たな造林担い手を育成し、伐採後の速やかな再造林の振興を図るため、予算で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱及び素材生産事業体による再造林推進モデル事業実施要領（令和5年5月15日 森林経営課定め。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表の第2欄に定める事業実施主体であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

### (申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 第2条第4号に係る（暴力団関係者に該当しないことの）誓約書（別記様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (補助条件)

第6条 規則第5号の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業費の30%以内の増減（補助金額の増額変更を伴わないものに限る。）とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（書類の経由機関）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和5年度の予算に係る素材生産事業者による再造林推進モデル事業補助金から適用する。

別表（第1条、第2条、第3条関係）

区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
新規参入 推進事業	立木の伐採、搬出を主たる業務としている民間事業者 ただし、令和2年度から造林を実施した年が3年未満であること。	伐採後の <sup>じこしら</sup> 地拵え、植栽に要する経費	定額	1 ha当たり 214千円
継続実施 支援事業	立木の伐採、搬出を主たる業務としている民間事業者 ただし、令和2年度から造林を実施した年が3年以上であること。	伐採後の <sup>じこしら</sup> 地拵え、植栽に要する経費	定額	1 ha当たり 118千円

別記  
様式第1号(第5条、第11条関係)

## 事業計画(実績)書

番号	区分	施行箇所 (市町村、大字、 字、林小班)	森林所有者 森林経営計画 作成者	事業内容	じごしら 地拵え 樹種 植栽本数	事業量 (ha)	事業費 (円)	経費内訳(円)		工期		備考
								県補助金	その他	着工 年月日	完成 年月日	
計												

注：事業費は、森林整備事業補助金交付要綱に準じて算出するものとする。

## 収支予算(決算)書

1 収入の部

区 分	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	備考
県補助金				
その他				
計				

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	備考
新規参入推進事業				
継続実施支援事業				
計				

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 \_\_\_\_\_

チェック欄（いずれか該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

当事業所は、現在 \_\_\_\_\_ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→6か月以内の領収証書の写しを添付してください。  
※県内の主たる事業所所在地の市町村の領収証書。  
主たる事業所所在地に居住する従業員がいない場合は、  
従業員が最も多く居住する市町村の領収証書。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

当事業所は、現在 \_\_\_\_\_ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。  
→確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：  
※各事業所で事前に記入しておいてください。

市（町・村）確認印

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。  
→確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

当事業所は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。  
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。  
→確認印を受けてください。

誓 約 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（申請者（又は団体）の名称及び代表者の氏名）

生年月日

年 月 日（性別）

私は、 年度素材生産事業体による再造林推進モデル事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

宮崎県知事 殿

住所

氏名（法人にあつてはその名称  
及び代表者の氏名）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定のあつた 年度素材生  
産事業体による再造林推進モデル事業補助金について、素材生産事業体による再造林推進  
モデル事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金 の額の確定額 (○年○月○日付け第○○号による確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費 税相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円